

随意契約によることとした理由

1 件名

S N S 等を活用したひとり親家庭等オンライン就業支援事業運営業務

2 概要

ひとり親家庭の保護者等がスマートフォン等で気軽にオンラインでの就業支援を利用することができるよう、S N S 等を活用した就業相談から職業紹介、就職・定着までの一貫した就業支援を実施することで、ひとり親家庭等の経済的自立を支援するものである。

3 契約の相手方

(1) 名称

株式会社C o m p a s s

(2) 名称

兵庫県神戸市中央区浪花町56 起業プラザひょうご内

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

(物品売買等に係る随意契約ガイドライン 3(1)才に該当)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号に該当

5 随意契約の理由

本業務は、民間事業者の創意工夫により事業効果を高めることを目的として、プロポーザル方式により、実施方法等について企画提案を募集・選定し、その提案者に委託実施することとしており、本事業者は、S N S 等を活用したひとり親家庭等オンライン就業支援事業運営業務プロポーザル審査委員会において受託候補者として決定した者であるため、随意契約の相手方として選定するものである。